①都道府県	②市区町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成３１（令和元）年度就学援助制度の実施について																			
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1．就学援助制度の周知方法													2．就学援助の申請方法						
							（１）就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									（２）ケの内容	（３）就学援助制度に関する教職員向け説明会の実施有無		（４）就学援助制度周知の工夫	（１）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）					（２）オの内容
							ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．その他→（２）		ア．教職員向け説明会を実施している	イ．教職員向け説明会を実施していない		ア．学校から希望者に申請書を配布	イ．教育委員会から希望者に申請書を配布	ウ．学校から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ．教育委員会から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ．その他→（２）	
43	43	43	43	43	35	0	34	12	17	20	16	42	43	1	4	4	18	25	8	10	7	35	1	5	5
鹿児島県	鹿児島市	教育委員会管理部総務課財務係	099-227-1922	kysou-zaimu@city.kagoshima.lg.jp	http://www.city.kagoshima.lg.jp/kyoiku/kanri/kysoumu/kosodate/gakko/jose/shugakuenjo.html		○	○		○		○	○				○		「申請意思確認書兼申請書」の様式で、全保護者へ配布し、就学援助を希望しない場合、生活保護中、施設入所中の場合も、該当する番号に○をして、全保護者から提出してもらって、意思を確認している。			○			
鹿児島県	鹿屋市	教育委員会　学校教育課	0991-31-1137	s.sue@e-kanoya.net	https://www.city.kanoya.lg.jp/gakumu/kyoiku/kyoiku/shiensedo/enjo.html		○	○	○	○		○	○					○			○	○		○	未就学児（翌年度１年生）については、教育委員会から配布
鹿児島県	枕崎市	学校教育課	0993-72-0170	gakkokyoiku@city.makurazaki.lg.jp	http://www.city.makurazaki.lg.jp/		○	○			○	○	○				○					○			
鹿児島県	阿久根市	阿久根市教育委員会教育総務課	0996-73-1257	kysomu@city.akune.kagoshima.jp	http://www.city.akune.kagoshima.jp/		○				○	○	○				○			○					
鹿児島県	出水市	出水市教育委員会　教育総務課	0996-63-4078	kyoso_c@city.izumi.kagoshima.jp	http://www.city.kagoshima-izumi.lg.jp		○				○	○	○				○			○	○			○	就学予定者の小学校入学前給付分については、教育委員会から就学予定者がいる全家庭へ申請書と案内を郵送している。
鹿児島県	指宿市	学校教育課 学務係	0993-22-2111	gakko@city.ibusuki.jp	http://www.city.ibusuki.lg.jp/main/kyoiku/manabu/kyoiku/page004600.html		○			○		○	○	○				○	離婚した保護者が手続に来庁した際に制度の説明を行っている。	○					
鹿児島県	西之表市	西之表市教育委員会総務課	0997-22-1111	ks-soumu@city.nishinoomote.lg.jp	http://www.city.nishinoomote.lg.jp		○				○	○	○				○					○		○	新入学用品費の入学前支給（小学校分）に係る申請については、該当年齢の子がいる全世帯に対し、教育委員会から制度案内及び申請書を送付。
鹿児島県	垂水市	垂水市教育委員会　学校教育課	0994-32-7213	t_gakkoukyouiku@pub.city.tarumizu-kagoshima.jp	http://www.city.tarumizu.lg.jp/gakkokyoiku/kurashi/kosodate/kosodate/teate/shugaku.html		○	○	○		○	○	○					○				○			
鹿児島県	薩摩川内市	教育委員会　教育総務課　就学支援グループ	0996-23-5111（内線5121）	shugaku@city.satsumasendai.lg.jp	https://www.city.satsumasendai.lg.jp/www/contents/1558921529087/index.html		○	○		○	○	○	○				○					○			
鹿児島県	日置市	日置市教育委員会　教育総務課	099-248-9426	k y osomu@ed.city.hioki.kagoshima.jp	http://www.city.hioki.kagoshima.jp/		○		○			○	○					○				○			
鹿児島県	曽於市	教育委員会総務課	099-482-5956	o-kyouiku@city.soo.lg.jp					○	○		○	○				○					○			
鹿児島県	霧島市	教育委員会学校教育課	0995-45-5111	gakko@city-kirishima.jp	https://www.city-kirishima.jp/gakko/kyoiku/gakko/shogakuse/enjo.html		○	○		○		○	○				○					○			
鹿児島県	いちき串木野	教育委員会　総務課	0996-21-5126	kyosomu1@city.ichikikushikino.lg.jp	http://www.city.ichikikushikino.lg.jp		○	○	○	○	○	○	○					○		○	○	○			
鹿児島県	南さつま市	南さつま市教育委員会学校教育課	0993-53-2111	e_gkyouikus@city.minamisatsuma.lg.j	http://www.city.minamisatsuma.lg.jp/		○				○	○	○				○					○			
鹿児島県	志布志市	教育総務課	099-472-1111	kyouikusoumu@city.shibushi.lg.jp	http://www.city.shibushi.lg.jp/docs/2013091300193/		○		○			○	○					○	制度を周知するチラシに、認定基準となる所得額等を記載。		○	○			
鹿児島県	奄美市	学校教育課	0997-52-1128	kyoigk@city.amami.lg.jp	https://www.city.amami.lg.jp/kyoism/kyoiku/kyoiku/kyoikuhi.html		○					○	○		○	各学校に対して制度を書面で周知	○		全児童生徒に就学援助の申請書を配布し，意思確認（申請の有無）の書類の提出を全保護者に求めている。			○			
鹿児島県	南九州市	学校教育課	0993-56-1111	gakkou@city.minamikyushu.lg.jp	http://www.city.minamikyushu.lg.jp/		○	○			○	○	○		○	就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	○					○			
鹿児島県	伊佐市	伊佐市教育委員会　学校教育課	0995-26-1532	kgakuji@city.isa.lg.jp	https://www.city.isa.kagoshima.jp/health/kosodate/kodomo		○					○	○					○		○					
鹿児島県	姶良市	教育部　学校教育課	0995-62-2111	gjimu@city.aira.lg.jp	http://www.city.aira.lg.jp		○	○		○		○	○					○		○					
鹿児島県	三島村	三島村教育委員会	099-222-3141	kyouiku10@mishimamura.jp								○	○					○				○			
鹿児島県	十島村	教育総務課	099-227-9771	toshima-ky@tokara.jp	http://www.tokara.jp/				○	○	○	○	○				○				○	○			
鹿児島県	さつま町	学校教育課　教育企画係	0996-53-1111	ga-kikaku@town.satsuma.lg.jp	http://www.satsuma-net.jp		○					○	○					○				○			
鹿児島県	長島町	教育総務課	0996-86-1111	kyousou@town.nagashima.lg.jp	https://www.town.nagashima.lg.jp/education/ed0004/		○		○		○	○	○					○				○			
鹿児島県	湧水町	湧水町教育委員会　教育総務課	0995-75-2142	kanri-y@town.yusui.lg.jp	http://www.town.yusui.kagoshima.jp/soshiki/33/1908.html		○	○		○	○	○	○					○		○					
鹿児島県	大崎町	大崎町教育委員会　管理課　庶務係	099-476-1111	kanrisyomu@town.kagoshima-osaki.lg.jp	http://www.town.kagoshima-osaki.lg.jp/kk_shomu/kyoiku-bunka/kyoiku/shugakuenjo/shogakukin/documents/syugakuenzyo2.html		○		○			○	○					○		○	○	○			
鹿児島県	東串良町	教育委員会　管理課	099-463-3133	kanri@higashikushira.com				○	○	○		○	○					○	保護者が理解できるような文章作りにこころがけている。			○			
鹿児島県	錦江町	教育課	0994-22-0517	edu-h@town.kinko.lg.jp						○		○	○					○				○			
鹿児島県	南大隅町	南大隅町教育委員会　教育振興課	0994-24-3143	k-somu@town.minamiosumi.lg.jp	http://www.town.minamiosumi.lg.jp/		○			○	○	○	○					○				○			
鹿児島県	肝付町	教育委員会教育総務課	0994-65-8425	ksoumu@town.kimotsuki.lg.jp	http://kimotsuki-town.jp/		○	○	○	○		○	○					○	平成30年度から広報誌でも周知するようにした。		○	○			
鹿児島県	中種子町	教育総務課	0997-27-1111	kyouiku@town.nakatane.lg.jp	http://town.nakatane.kagoshima.jp/		○			○	○	○	○				○		就学時健診の際に，保護者に対しての説明会を実施し，入学前支給の準備を含め説明会を実施している。			○			
鹿児島県	南種子町	教育委員会　管理課	0997-26-1111	kanri3@town.minamitane.lg.jp			○					○	○		○	就学時健康診断の受付の際に教育委員会より就学援助制度の書類を配布		○	転入者には学校にて必ず就学援助制度を説明している			○		○	就学前児童については，就学時健診の受付の際に教育委員会より配布
鹿児島県	屋久島町	屋久島町教育委員会教育振興課	0997-43-5900（内線	kyoiku03@town.yakushima.lg.jp	http://www.town.yakushima.kagoshima.jp/		○			○			○					○		○		○			
鹿児島県	大和村	大和村教育委員会事務局庶務係	0997-57-2154	kyoiku@vill.yamato.lg.jp	http://www.vill.yamato.lg.jp/index.html		○					○	○				○					○			
鹿児島県	宇検村	宇検村教育委員会	0997-67-2261	kyoui@vill.uken.lg.jp								○	○					○				○			
鹿児島県	瀬戸内町	瀬戸内教育委員会	0997-72-0113	k-soumu@town.setouchi.lg.jp					○			○	○				○					○			
鹿児島県	龍郷町	龍郷町教育委員会事務局	0997-69-4532	edu-a@town.tatsugo.lg.jp								○	○				○					○			
鹿児島県	喜界町	喜界町教育委員会事務局学校教育チーム	0997-65-3681	kyoi-s1@town.kikai.lg.jp	http://www.town.kikai.lg.jp/kyoi/kurashi/kyoiku-bunka/kakushusedo/iwaikin.html		○		○			○	○					○		○					
鹿児島県	徳之島町	徳之島町教育委員会学校教育課	0997-82-1308	gakkoukyouiku@town.tokunoshima.lg.jp	http://www.tokunoshima-town.org/gakkokyoikuka/kurashi/kyoiku/kyoiku/gakko/shugakuenjo.html		○		○	○	○	○	○				○						○		
鹿児島県	天城町	教育委員会総務課	0997-85-5226	kyosoum03@yui-amagi.com	https://www.town.amagi.lg.jp/docs/456.html		○			○		○	○					○				○			
鹿児島県	伊仙町	伊仙町教育委員会　総務課	0997-86-4651	kyouiku02@town.isen.lg.jp	http://www.town.isen.kagoshima.jp/		○		○	○		○	○				○					○		○	就学時健康診断案内送付時に同封し、健康診断時に保護者から提出
鹿児島県	和泊町	教育委員会事務局	0997-92-0009	kyouiku@town.wadomari.lg.jp	http://www.town.wadomari.lg.jp/wadomari02/kyoiku05.asp		○		○	○	○	○	○					○				○			
鹿児島県	知名町	知名町教育委員会学校教育課	0997-84-3158	kyoiku@town.china.lg.jp	http://www.town.china.lg.jp							○	○					○				○			
鹿児島県	与論町	与論町教育委員会　学務課	0997-97-2441	gakumu2@town.yoron.lg.jp	http://www.yoron.jp/		○		○			○	○		○	次年度小学校新1年生になる子どもの保護者に書類配布の依頼を町内こども園に対し行っている。		○				○			

①都道府県	②市区町村名	Ⅱ　平成３１（令和元）年度準要保護認定基準																							Ⅲ　就学援助率	
		（１）　平成３１（令和元）年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（２）ソ、タ、チを選択した場合 生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（３）ツを選択した場合 市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（４）テの内容	（５）補足事項	（１）平成30年度	（２）令和元年度
		ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ、市区町村民税の非課税	ウ、市区町村民税の減免	エ、国民年金保険料の免除	オ、国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ、児童扶養手当の支給	キ、保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク、P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ、個人の事業税の減免	コ、固定資産税の減免	サ、学校納付金や納付技術の悪い者、恩愛、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ、経済的な理由による欠席日数が多い者	ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ、生活福祉資金による貸付け	ソ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護費が変わると自動的に要件が変わるもの）→（２）係数	タ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）→（２）係数	チ、特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの→（２）係数	ツ、市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの→（３）係数および目安額	テ、その他→（４）						
43	43	36	38	26	24	25	32	16	17	20	22	22	15	28	15	5	1	8	0	15	14	0	15	0		
鹿児島県	鹿児島市																○				1.35				30%未満	30%未満
鹿児島県	鹿屋市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○				○			1.2				25%未満	25%未満
鹿児島県	枕崎市	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○											20%未満	20%未満
鹿児島県	阿久根市	○	○				○					○		○		○					1.3				15%未満	15%未満
鹿児島県	出水市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.1				25%未満	25%未満
鹿児島県	指宿市	○	○			○	○					○													25%未満	25%未満
鹿児島県	西之表市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										25%未満	25%未満
鹿児島県	垂水市	○	○	○			○			○	○			○		○				○	1.2		基準額未満ではないが、前年の状況と比較して失業又は傷病等の特別な事情により経済的に困窮している。		25%未満	25%未満
鹿児島県	薩摩川内市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○			1.2				20%未満	20%未満
鹿児島県	日置市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○											15%未満	15%未満
鹿児島県	曽於市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○		○					1.3				15%未満	15%未満
鹿児島県	霧島市	○	○															○		○	1.2		病気・障害・退職・離婚等により生活状態が不安定なもの		20%未満	30%未満
鹿児島県	いちき串木野	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○			1.2				25%未満	30%未満
鹿児島県	南さつま市		○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○					1.2				25%未満	20%未満
鹿児島県	志布志市	○	○		○		○				○									○			市独自の所得基準		30%未満	30%未満
鹿児島県	奄美市	○	○	○			○													○			これまでに、難病治療のために県外の専門病院へ頻繁に通院する必要があり、それらにかかる費用が家計を圧迫している世帯に対して援助を実施した事例がある。このような特別な理由で就学援助申請を行う場合は、保護者・学校長・民生委員の意見書をもって認定審査を行うこととしている。		35%未満	30%未満
鹿児島県	南九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			世帯の状況を総合的に見て判断		20%未満	20%未満
鹿児島県	伊佐市	○	○	○	○	○	○	○		○	○														25%未満	25%未満
鹿児島県	姶良市	○	○				○											○			1.2				20%未満	20%未満
鹿児島県	三島村		○											○											20%未満	20%未満
鹿児島県	十島村													○											15%未満	25%未満
鹿児島県	さつま町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1				20%未満	20%未満
鹿児島県	長島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○			その他教育委員会が必要と認めるもの		20%未満	20%未満
鹿児島県	湧水町	○	○				○																		15%未満	15%未満
鹿児島県	大崎町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			災害などにより学校納付金又は、学用品費等の負担が困難と認められる者		15%未満	15%未満
鹿児島県	東串良町													○											15%未満	25%未満
鹿児島県	錦江町	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○											20%未満	20%未満
鹿児島県	南大隅町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○											15%未満	15%未満
鹿児島県	肝付町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										25%未満	25%未満
鹿児島県	中種子町	○					○							○				○			1				20%未満	20%未満
鹿児島県	南種子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.2				25%未満	20%未満
鹿児島県	屋久島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										25%未満	25%未満
鹿児島県	大和村	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			前年度又は当該年度に保護者の死亡・長期入院等により,収入が著しく減少した又は見込があるもの		40%未満	30%未満
鹿児島県	宇検村	○	○	○	○	○	○								○					○			村民税の均等割課税世帯まで認定する。 その他教育長が必要と認める者。		20%未満	20%未満
鹿児島県	瀬戸内町		○																	○			世帯総所得課税額が２万円以下		30%未満	30%未満
鹿児島県	龍郷町	○	○																	○			町民税の均等割課税世帯まで認定		20%未満	20%未満
鹿児島県	喜界町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										35%未満	30%未満
鹿児島県	徳之島町	○																		○			世帯総所得が130万円以下		30%未満	25%未満
鹿児島県	天城町	○	○									○													25%未満	20%未満
鹿児島県	伊仙町	○	○											○											20%未満	15%未満
鹿児島県	和泊町	○	○	○	○	○	○	○				○		○						○			災害等により、税金の免除を受けている者。職業安定所に求職申し込みをしている者。		10%未満	15%未満
鹿児島県	知名町		○																	○			町民税均等割りのみの世帯である場合は、予算の範囲内で学校長及び民生委員の意見に基づき認定する。		20%未満	20%未満
鹿児島県	与論町	○	○	○	○	○	○	○						○	○					○			教育長が特に必要と認めた者		20%未満	20%未満

| ①都道府県 | ②市区町村名 | IV　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額
1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |

①都道府県	②市区町村名	Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額 ２．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） （１）　費目毎の援助額																																					（２）　補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
43	43	1	1	0	0	0	0	41	42	0	0	0	0	0	0	0	43	43	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	12	12	0	12	12	12	7	7	1	28
鹿児島県	鹿児島市							○	27,050								○	57,400		○	45,420								○	45,688								・支給平均額は、令和元年度予算に計上した単価 ・学用品費、通学用品費は、２，３年生（3分の2）の金額 ・体育実技用具費の上限額は対象者が多い柔道を記入。支給平均額は、剣道も含めた平均額（令和元年度予算単価）で記入。
鹿児島県	鹿屋市							○	22,320								○	57,400														○	55,900	45,934				「医療費」「給食費」については、予算単価で記入。 「修学旅行費」「校外活動費（宿泊を伴わないもの）」については、実績額で記入。
鹿児島県	枕崎市							○	22,510								○	57,400														○	38,000	38,000				支給平均額は平成30年度実績による。 体育実技用具費は柔道と剣道があり。柔道7,570円　剣道52,380円上限あり。 校外活動費（宿泊を伴うもの）は実績なし。
鹿児島県	阿久根市							○	22,320								○	47,400											○	38,000								
鹿児島県	出水市							○	22,320								○	47,400										○	○	45,018								通学費：出水市通学補助金に準じた額 修学旅行費・体育実技用具費・校外活動費・クラブ活動費・生徒会費・PTA会費・医療費・学校給食費は平成３０年度実績平均額
鹿児島県	指宿市							○	22,320								○	47,400														○	40,120	40,120				
鹿児島県	西之表市							○	22,320								○	47,400																	○	26,000		医療費については、要保護・準要保護生徒全体で278,000円の予算を計上。認定人数見込みが106人。
鹿児島県	垂水市							○	22,510								○	57,400														○	60,300	37,455				修学旅行費はＲ元年度執行見込額、体育実技用具費・郊外活動費はＨ30年度実績による平均額。 学校給食費については、実績の80％支給。
鹿児島県	薩摩川内市							○	22,320								○	47,400											○	46,710								支給平均額は、平成３０年度実績額。 学校給食費は、実費の８割支給。
鹿児島県	日置市							○	20,250								○	51,660														○	54,270	54,270				学校給食費は地域差あり。41,800円56％、41,360円44％。
鹿児島県	曽於市							○	22,320								○	47,400																	○	57,590		医療費の支給平均額は平成31年度予算額
鹿児島県	霧島市							○	22,510								○	57,400											○	44,938								給食費については実費の８割支給。実費の支給平均額については、令和元年度予算に計上した単価を記載。
鹿児島県	いちき串木野							○	22,510								○	57,400														○	50,000	50,000				給食費は実費の8割
鹿児島県	南さつま市							○	22,510								○	57,400											○	47,188								
鹿児島県	志布志市							○	22,510								○	57,400											○	43,000								
鹿児島県	奄美市							○	22,510								○	57,400											○	21,000								支給している。 支給平均額には，３１年度予算に計上した単価（各支所がそれぞれ予算に計上した単価の平均額）を記入。 【医療費】　・・・支給平均額には，３１年度予算に計上した単価（各支所がそれぞれ予算に計上した単価の平均額）を記入。 【学校給食費】・・・年間給食費の75％を支給。 【学用品費・通学用品費・校外活動費】 ・・・本市ではこの3つの費目を合わせて，「学用品費等」として支給している。
鹿児島県	南九州市							○	22,510								○	57,400											○	46,000								修学旅行費，校外活動費（宿泊を伴わないもの），医療費の支給平均額は平成31年度予算計上単価。 体育実技用具費の支給平均額は平成31年度予算計上単価で柔道着のみによる。
鹿児島県	伊佐市							○	22,510								○	57,400														○	60,300	42,000				
鹿児島県	姶良市							○	22,320								○	47,400											○	47,800								
鹿児島県	三島村							○	12,300								○	11,775																				
鹿児島県	十島村							○	23,870								○	22,900																				
鹿児島県	さつま町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				修学旅行費・校外活動費については令和元年度上限単価 医療費は平成30年度実績 通学用品費は1年生支給なし
鹿児島県	長島町							○	21,700								○	22,900											○	48,900								離島学校の修学旅行費についてはへき地児童生徒援助費等補助金により支出。
鹿児島県	湧水町							○	22,320								○	47,400														○	28,795	21,911				新入学学用品受給者は，通学用品費支給無し。
鹿児島県	大崎町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	45,766				通学用品費は１学年を除く。　医療費は令和元度度実績平均額を計上。
鹿児島県	東串良町							○	22,510								○	57,400											○	45,000								PTA会費は学校から提供されるデータをもとに支給している。
鹿児島県	錦江町							○	22,510								○	57,400																	○	32,000		
鹿児島県	南大隅町							○	26,050								○	47,400																	○	31,000		
鹿児島県	肝付町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	38,212				平均支給額は平成30年度平均額
鹿児島県	中種子町							○	26,000								○	23,000																	○	48,000		医療費については，平成30年度実績額により記入。
鹿児島県	南種子町							○	22,510								○	57,400																	○	48,000		学校給食費については令和元年度も引き続き無償化によりなし（平成29年度より）
鹿児島県	屋久島町							○	24,590								○	47,400														○	51,000	50,930				
鹿児島県	大和村							○	22,510								○	57,400																				修学旅行費は,へき地児童生徒援助費等補助金（高度へき地修学旅行費）で援助を行っている
鹿児島県	宇検村							○	22,320								○	23,550																				修学旅行については，へき地児童生徒援助費等補助金で援助を行っている。 学校給食については，宇検村学校給食費助成金で援助を行っている。
鹿児島県	瀬戸内町							○	22,320								○	47,400																			○	修学旅行については，へき地児童生徒援助費等補助金で援助を行っている。
鹿児島県	龍郷町	○	22,510														○	57,400																				修学旅行については，へき地児童生徒援助費等補助金で援助を行っている。
鹿児島県	喜界町								22,320								○	47,400																				
鹿児島県	徳之島町							○	21,700								○	22,900																				新入学児童生徒学用品費等は1年生のみ、通学用品費は1年生以外が対象。医療費は1疾病あたりの上限額。給食費は1食あたりの金額(104円)×給食実施日数。
鹿児島県	天城町							○	21,700								○	22,900																				
鹿児島県	伊仙町							○	21,700								○	22,900																				学校給食費：町単独で対象児童生徒に一人一食当たり４１円を援助
鹿児島県	和泊町							○	22,510								○	57,400																				
鹿児島県	知名町							○	24,000								○	23,550																				医療費について、要綱にはあるが実績は無し。
鹿児島県	与論町							○	22,320								○	23,550																	○	57,290		

①都道府県	②市区町村名	V　その他																						VI　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況													
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）									（1）教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）													
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他→（2）	（2）　クの内容及び補足説明	ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して，学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提示	ケ．学校（又は校長会等）に対して，他校の取組状況等を情報提供	コ．その他→（2）	（2）　コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組	就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足
43	43	2	2	2	2	6	2	34	1	1	1	1	0	0	1	0	0	2	2	3	3	1	0
鹿児島県	鹿児島市							○															
鹿児島県	鹿屋市		○	○																			
鹿児島県	枕崎市							○															
鹿児島県	阿久根市							○															
鹿児島県	出水市							○															
鹿児島県	指宿市							○															
鹿児島県	西之表市							○															
鹿児島県	垂水市	○			○	○	○													○	学校行事で使用するバス代を市の予算で対応している。		
鹿児島県	薩摩川内市		○																				
鹿児島県	日置市							○														日置市社会福祉協議会による中古学用品の譲渡	
鹿児島県	曽於市							○															
鹿児島県	霧島市							○															
鹿児島県	いちき串木野	○				○												○	○				
鹿児島県	南さつま市							○												○	平成29年度より給食費の保護者負担額無償化。		
鹿児島県	志布志市							○															
鹿児島県	奄美市							○															
鹿児島県	南九州市							○															
鹿児島県	伊佐市					○																	
鹿児島県	姶良市							○															
鹿児島県	三島村							○															
鹿児島県	十島村							○															
鹿児島県	さつま町							○															
鹿児島県	長島町							○															
鹿児島県	湧水町							○															
鹿児島県	大崎町							○															
鹿児島県	東串良町							○										○					
鹿児島県	錦江町							○															
鹿児島県	南大隅町							○															
鹿児島県	肝付町							○				○											
鹿児島県	中種子町			○											○								
鹿児島県	南種子町							○															
鹿児島県	屋久島町							○															
鹿児島県	大和村					○			○	希望する生徒へ制服等の再利用に関する情報提供を行っている										○	村費で学習ソフトを購入し利用してもらうことで，保護者の購入負担を軽減している。 集合学習等のバス代を村が負担している。 通学に係るスクールバスを運行している。（保護者負担なし）		
鹿児島県	宇検村							○															
鹿児島県	瀬戸内町							○															
鹿児島県	龍郷町							○															
鹿児島県	喜界町							○															
鹿児島県	徳之島町							○			○												
鹿児島県	天城町							○											○				
鹿児島県	伊仙町					○	○																
鹿児島県	和泊町				○	○																	
鹿児島県	知名町							○															
鹿児島県	与論町							○															